

大学共同利用機関法人人間文化研究機構役員給与規程

平成 16 年 4 月 1 日
規 程 第 2 1 号
平成 17 年 1 月 28 日改正
平成 18 年 3 月 31 日改正
平成 18 年 4 月 28 日改正
平成 21 年 6 月 25 日改正
平成 21 年 1 月 30 日改正
平成 22 年 3 月 26 日改正
平成 22 年 1 月 30 日改正
平成 23 年 3 月 28 日改正
平成 24 年 3 月 30 日改正
平成 26 年 1 月 2 月 17 日改正
平成 27 年 3 月 23 日改正
平成 28 年 3 月 15 日改正
平成 29 年 3 月 27 日改正
平成 30 年 1 月 29 日改正
平成 31 年 1 月 28 日改正
令和 2 年 1 月 27 日改正
令和 2 年 6 月 22 日改正
令和 2 年 1 月 24 日改正
令和 4 年 5 月 30 日改正
令和 5 年 2 月 27 日改正
令和 5 年 1 月 20 日改正
令和 6 年 2 月 13 日改正

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）の役員の給与に関し、必要な事項を定める。

(役員の給与)

第2条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(給与の支給日)

第3条 役員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、毎月 17 日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月 17 日を「支給日」という。）が、日曜日に当たる

ときは、支給日の前々日（15日が休日に当たるときは、18日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が休日に当たるときは翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が、日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

（本給）

第4条 常勤の役員の本給月額は、次の範囲内で機構長が定める。

機構長	1, 038, 000円
理事	708, 000円～898, 000円
監事	708, 000円

（地域手当）

第5条 地域手当は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第12条に定める職員の例に準じて常勤の役員に支給する。

2 地域手当の月額は、職員給与規程第12条第2項の規定により算出した額とする。

（通勤手当）

第6条 通勤手当は、職員給与規程第14条に定める職員の例に準じて常勤の役員に支給する。

2 通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程を準用する。

（単身赴任手当）

第7条 単身赴任手当は、職員給与規程第15条に定める職員の例に準じて常勤の役員に支給する。

2 単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程を準用する。

（期末手当）

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ第3条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解任された役員又は死亡した役員（別に定める役員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の63を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解任し、又は死亡した役員にあっては、退職し、若しくは解任し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 前3項の規定によるものほか、期末手当の一時差止処分その他期末手当の支給に関し必要な事項は職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。

(勤勉手当)

第8条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて、それぞれ第3条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解任され、又は死亡した役員（別に定める役員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第8条の3に規定するその者の勤務期間に応じた割合に第8条の4に定める成績率を乗じて得た額とする。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において役員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 前3項の規定によるものほか、勤勉手当の一時差止処分その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は職員に対する勤勉手当の例に準ずるものとする。
- 5 前4項の規定に関するものほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当の期間率)

第8条の3 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における役員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15

15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

(勤勉手当の成績率)

第8条の4 成績率は、次の各号に定める割合とする。ただし、その者の業務実績等に応じ、第1号又は第3号に定める割合を適用しようとする場合又は各号に定める割合を増減しようとする場合は、経営協議会に諮るものとする。

- 一 100分の118.5
- 二 100分の105
- 三 100分の74.5以下

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤理事の手当の月額は、179,000円から493,000円の範囲内で機構長が定める額とする。

- 2 非常勤監事の手当の月額は、152,000円とする。

(月の中途中で就任又は退職した場合の給与)

第10条 月の初日以外の日において新たに就任した役員（非常勤の役員を除く。）に就任当月分の給与（通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く。以下「給与月額」という。）を支給する場合は、給与の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日にいたるまでの土曜日、日曜日以外の日の数を乗じて得た額を給与月額から控除する。

- 2 月の末日以外の日において退職した役員に退職当月分の給与を支給する場合は、給与の日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日にいたるまでの土曜日、日曜日以外の日の数を乗じて得た額を給与月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与月額の全額を支給する。

(給与の日額)

第11条 前条に規定する給与の日額は、給与月額を当該月の土曜日、日曜日以外の日で除して得た額とする。

(端数の処理)

第12条 前条により計算した金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(給与の支払方法)

第13条 役員の給与は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は職員給与規程に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員が給与につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(雑則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程の改正は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行日の前日から引き続き在職する役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けている本給月額に達しないこととなる役員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 3 前項の規定による本給を支給される役員に関する本規程第8条の規定の適用については、本規程第8条中「本給月額」とあるのは「本給月額と平成18年4月1日改正役員給与規程附則第2項の規定による本給の額との合計額」とする。

附 則

この規程の改正は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程の改正は、平成21年6月25日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)
- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。
- 3 平成21年6月に支給する勤勉手当の成績率に関する第8条の4の規定の適用については、「100分の92」とあるのは「100分の80.5」と、「100分の85」とあるのは、「100分の75」と、「100分の75」とあるのは「100分の65.5」とする。

附 則

この規程の改正は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第8条の2第3項について、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年12月17日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行日の前日から引き続き在職する役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けている本給月額に達しないこととなる役員には、任期満了の日（ただし、当該役員が再任し、新たに任期満了の日が決定された場合であってもこれを更新しない）又は平成30年3月31日のいずれか早く達する日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 3 前項の規定による本給を支給される役員に関する本規程第8条の規定の適用については、本規程第8条中「本給月額」とあるのは「本給月額と平成27年4月1日改正役員給与規程附則第2項の規定による本給の額との合計額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
(勤勉手当の成績率に関する経過措置)
- 2 前条にかかわらず、本規程第8条の4に規定する勤勉手当の成績率については、平成28年4月1日から適用する。ただし、平成27年6月期に支給する勤勉手当の成績率に関する第8条の4の適用については、同条中「100分の100」とあるのは「100分の97」、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」、「100分の77以下」とあるのは「100分の74.5以下」とする。

また、平成27年12月期に支給する勤勉手当の成績率に関する第8条の4の適用については、同条中「100分の100」とあるのは「100分の103」、「100分

の 87.5」とあるのは「100分の90」、「100分の77以下」とあるのは「100分の79以下」とする。

附 則

この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年1月29日から施行し、平成29年12月1日から適用する。
(勤勉手当の成績率に関する経過措置)
- 2 前条にかかわらず、平成29年12月期に支給する勤勉手当の成績率に関する第8条の4の適用については、同条中「100分の108.5」とあるのは「100分の111」、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年1月28日から施行し、平成30年12月1日から適用する。
(期末手当の成績率に関する経過措置)
- 2 平成30年6月期及び平成30年12月期に支給する期末手当の支給割合に関する第8条第2項の適用については、「100分の68」とあるのは「6月に支給する場合においては、100分の62.5、12月に支給する場合においては、100分の73.5」とする。
(勤勉手当の成績率に関する経過措置)
- 3 平成30年12月期に支給する勤勉手当の成績率に関する第8条の4の適用については、同条中「100分の111」とあるのは「100分の113.5」、「100分の97.5」とあるのは「100分の100」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年1月27日から施行し、令和元年12月1日から適用する。
(勤勉手当の成績率に関する経過措置)
- 2 令和元年12月期に支給する勤勉手当の成績率に関する第8条の4の適用については、同条中「100分の113.5」とあるのは「100分の116」、「100分の100」とあるのは「100分の102.5」とする。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。
(期末手当に関する経過措置)
- 2 令和2年12月期に支給する期末手当に関する第8条第2項の適用については、同項中「100分の65.5」とあるのは「100分の63」とする。

附 則
(施行期日)

この規程は、令和4年5月30日から施行する。

- 1 この規程は、令和5年2月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
(勤勉手当の成績率に関する経過措置)
- 2 令和4年6月期に支給する勤勉手当の成績率に関する第8条の4の適用については、同条中「100分の116」とあるのは「100分の113.5」、「100分の102.5」とあるのは「100分の100」とし、令和4年12月期に支給する勤勉手当の成績率に関する第8条の4の適用については、同条中「100分の116」とあるのは「100分の118.5」、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則
(施行期日)

この規程は、令和5年11月20日から施行する。

- 1 この規程は、令和6年2月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(期末手当の成績率に関する経過措置)
- 2 令和5年6月期及び令和5年12月期に支給する期末手当の支給割合に関する第8条第2項の適用については、「100分の63」とあるのは「6月に支給する場合においては、100分の60.5、12月に支給する場合においては、100分の65.5」とする。
(勤勉手当の成績率に関する経過措置)
- 3 令和5年6月期に支給する勤勉手当の成績率に関する第8条の4の適用については、同条中「100分の118.5」とあるのは「100分の116」、「100分の105」とあるのは「100分の102.5」とし、令和5年12月期に支給する勤勉手当の成績率に関する第8条の4の適用については、同条中「100分の118.5」とあるのは「100分の121」、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とする。